

新型コロナウイルス感染症防止対策備品等導入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ経済活動を行う事業者の取り組みを進めるために、必要な備品等の経費の一部を補助することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町内に独立した事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人で、上士幌町商工会会員または商工業者とする。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となる要件は、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に資するものであること。
- (2) 補助事業者が令和2年4月1日から令和3年3月15日までの間に、営業の用に供する町内の事業所に導入する備品、設備、消耗品等であること。
- (3) 令和2年8月1日以降の備品及び設備導入の契約行為は、**原則**町内業者の利用に限る。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 飛沫遮蔽仕切、換気設備等の備品及び設備費
- (2) 感染防止対策に係る消耗品費
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、450千円を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 補助事業者は、別記様式第1号による補助金等交付申請書に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、補助金の交付を決定し、別記様式第2号による交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更申請)

第8条 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記様式第3号による補助金変更申請書を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。

(3) 補助対象経費の20パーセントを超える減額をしようとするとき。

(補助金の変更決定)

第9条 町長は、前条の規定による変更申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、補助金の変更交付を決定し、別記様式第4号による補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記様式第5号による補助事業等実績報告書に関係書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助事業実施翌年度の4月20日のいずれか早い日までに町長へ報告しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査及び必要に応じて行う現地調査等により検査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、直ちに別記様式第6号により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、町長は、事業執行のため必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、別記様式第7号による補助金等概算払申請書を町長へ提出しなければならない。

3 町長は、補助金等概算払申請書を受領したときは、その内容を審査し概算払いの必要があると認めるときは、当該概算払いの決定をし、別記様式第8号により通知するものとする。

(決定の取消し等)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助対象事業を中止又は廃止したとき

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき

(3) 事業等の実施方法が不相当であると認められたとき

(4) その他の不正行為があったとき

(取得財産の管理及び処分等)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得または効用の増加した資産及び設備並びに備品（以下「取得財産等」という。）について、補助事業が完了した後も適正に管理し、効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年間は取得財産等の処分をしてはならない。ただし、町長が特に認めるときはこの限りでない。

3 町長は、必要があるときは、取得財産等について調査を行うことができるものとする。

(帳簿の整備)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の経理を明確にするため当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、かつその証拠となる書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、上士幌町補助金等交付規則（昭和 5 0 年規則第 7 号）に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。